

豊中市立学校における外国人英語指導助手派遣事業 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

小学校及び義務教育学校（前期課程）（以下「小学校等」という。）においては、児童が言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

中学校及び義務教育学校（後期課程）（以下「中学校等」という。）においては、小学校等で育まれた素地をふまえ、生徒の英語学習能力の向上と実践的コミュニケーション能力を育成する。

本件は、学習指導要領に示されている上記の教育活動を豊中市において実施するにあたり、高い専門性と豊富な経験を有した外国人英語指導助手が派遣できる事業者を選定することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

豊中市立学校における外国人英語指導助手派遣事業

(2) 業務内容

派遣事業者は、豊中市立学校（以下「学校」という。）に外国人英語指導助手（以下「AET」という。）を派遣します。

AETは、豊中市教育委員会（以下「市教委」という。）及び学校の校長（以下「校長」という。）の指示に従って、学校の教員の指導のもと、チーム・ティーチングにより、次の各号に掲げる業務を履行します。

- ①学校の教員の指導のもと、チーム・ティーチングによる小学校外国語活動・英語の授業支援
- ②各教科・特別の教科 道徳・特別活動（学級活動、児童会・生徒会活動等）・総合的な学習の時間における国際理解に係る授業の支援
- ③①・②に関する業務について、学校の教員等との打ち合わせ、カリキュラムの作成や教材の準備
- ④放送テスト及び音声教材等作成の支援
- ⑤校内で実施される学校行事への参加・参観
- ⑥校内における小学校外国語活動・英語及び国際理解に関わる教職員研修の支援
- ⑦校内におけるICTを活用した英語指導の支援
- ⑧校内における国際交流授業の支援
- ⑨その他校長が指示した関連業務
（児童・生徒との交流をとおした英会話と文化交流等）

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日までとします。

(4) 予算

173,100,000円(税込)を上限とします。

(5) 業務の仕様

別添「豊中市立学校における外国人英語指導助手派遣事業仕様書」のとおりとします。

3. 担当部局所管課

豊中市教育委員会事務局 学校教育課

4. 公募型プロポーザル方式採用理由

本事業については、平成28年度から、学習指導要領改訂を鑑み、「実績・専門性・指導力・企画力・管理体制等」を総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するために、公募型プロポーザル方式を採用しています。

小学校等の中学年における外国語活動、小学校等の高学年における外国語の教科化に伴い、また、全中学校等においては英語教育の充実を図るため、外国人英語指導助手の配置を行います。事業者独自の技術を生かした事業者を選定するため、公開型プロポーザル方式を採用します。

5. 参加資格要件

本件に参加できる者は、提案書類等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。なお、提案書類等の提出後において、一つでも要件を満たさなくなった場合は参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立がないことおよびその開始が決定されていないこと(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしていないこと。(ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けていない場合を除く。)

- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立がなされていないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過している又は提案書類等提出日前 6 カ月以内に手形、小切手を不渡りしていないこと。
- (8) 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (9) 労働者派遣事業の許可を受けている事業主であること。
- (10) 地方公共団体において外国人英語指導助手を派遣する事業の受託実績を有すること。

6. 審査概要

- (1) 豊中市教育委員会事務局職員等で構成する審査委員会を設置し審査する。
- (2) 審査方法は、評価基準に基づき、提案書類及びプレゼンテーションに基づく審査とする。
- (3) 審査の結果、評価点数の合計による総合評価で最高点を得た者を最優秀提案事業者とする。

7. 現場説明会

日時 令和 6 年(2024 年)1 月 18 日（木）13 時 30 分から

会場 豊中市役所第一庁舎 6 階 教育委員室

（〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号）

※現場説明会に出席しない事業者は、審査対象外となりますので、必ず出席してください。

8. 参加表明手続

本件に参加を希望する者は、以下の内容に基づいて手続を行ってください。

- (1) 受付期間は、令和 6 年(2024 年)1 月 18 日（木）～ 1 月 25 日（木）とします。

※ただし、上記期間中の土日祝日及び休日を除きます。

- (2) 受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとします。

- (3) 提出書類は、次のとおりとします。

①プロポーザル参加表明書（様式 1）

②会社等概要（様式 2）

③会社等の規約又は定款の写し及び役員名簿の写し

④労働者派遣事業の許可書の写し

⑤納税証明書の写し（直近 1 年間の法人税及び法人市民税）

- (4) 提出部数は、正本 1 部、副本 6 部とします。

- (5) 提出先は、〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号（第一庁舎 6 階）

豊中市教育委員会事務局 学校教育課 教育課程係

- (6) 提出方法は、提出先へ持参又は郵送とします。

※郵送による提出の場合は、提出書類の到着について電話（06-6858-2847）にて確認

してください。ただし、郵送は書留郵便のみとし、受付最終日は午後5時までの必着とします。

- (7) 提出書類は、いかなる場合も返却しません。
- (8) 提出書類に関して、本市から説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。
- (9) 本プロポーザルの参加を取り下げの場合は、プロポーザル参加辞退届（様式3）を書面で提出することとします。

9. 質問の受付及び回答

本件に関する質問及び回答は、次のとおりとします。

- (1) 受付期間は、令和6年(2024年)1月18日(木)～1月23日(火)とします。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後5時までとします。
- (3) 質問は、質問書(様式4)を用いることとします。
- (4) 提出先は、豊中市教育委員会事務局 学校教育課 教育課程係とします。
- (5) 提出方法は、メール(gaku-kyomu@edu.toyonaka-osa.ed.jp)またはFAX(06-6846-9649)とし、送信後に電話(06-6858-2847)により送信を確認してください。※電話での質問は受け付けません。
- (6) 受付けた質問の全回答は一覧にまとめて、令和6年(2024年)1月25日(木)に、豊中市教育委員会事務局 学校教育課 教育課程係から、現場説明会出席者連絡票に記載されている連絡先へ回答します。

10. プロポーザルの手続き

提案を実施する者(以下「提案者」という。)は、次のとおり本件に関する「提案書類等」を提出してください。

- (1) 受付期間は、令和6年(2024年)1月26日(金)～2月1日(木)とします。
※ただし、上記期間中の土日祝日及び休日を除きます。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後5時までとします。
- (3) 提出書類は、次のとおりとします。
 - ①提案書(様式5)
提案者の住所、名称、代表者職・名を記載し、参加表明書と同じ印(事業者の代表者印)を押印してください。
 - ②企画書(様式6)
実施要領及び別紙「仕様書」に基づき、以下の内容を盛り込んだ企画書を作成してください。なお、内容の記載順については任意とします。
 - I. 会社概要
企業理念、経営方針、AET担当スタッフの体制等について明確に記載すること。

II. 業務実績

公立小中学校及び義務教育学校における平成31年（2019年）度以降のAET業務の派遣実績を数値等で具体的に記載すること。なお、記載にあたっては、派遣先の市町村名が分かるようにすること。

III. AETの採用体制

具体的な採用基準と選考方法について記載すること。また、過去4年間の応募者数と実際の採用者数を記載すること。

IV. 労務管理体制

AETの雇用における対応や勤務状況をはじめとする労務管理体制について明記すること。

V. 危機管理体制

AETの病気や事故における欠勤、トラブル等へのバックアップ体制及び派遣者へのフォロー体制について記載すること。

VI. 研修指導体制

AETへの指導方法等の研修体制及び学校の教員に向けたAETの活用方法等の研修体制について具体的に記載すること。

VII. 教育委員会や学校との連携

教育委員会、学校への連絡や報告、学校訪問等の実施にかかる体制について明記するとともに、コーディネーターの業務内容を記載すること。

VIII. 外国語教育の教材やカリキュラム等の作成

小学校外国語及び小学校外国語活動、中学校における英語指導のための教材・教具の作成方針や、実際に使用しているものについて記載すること。また、小学校外国語及び小学校外国語活動、中学校における英語指導のための授業プラン及びカリキュラム作成方針や実際に運用しているものについて具体的に記載すること。なお、小学校外国語活動については、文部科学省配付の「Let's Try!」に準拠したものとする。

IX. ICTを活用した英語教育

GIGAスクール構想において児童生徒に導入している一人一台端末(iPad)等を活用することで「話すこと」、「聞くこと」の技能の向上をめざすAETとの連携したプラン内容を記載すること。

X. 多文化共生

児童生徒が国際教育や異文化を単に理解するだけでなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識するために必要な取組みについて英語学習を中心とした他教科にもつながるものを記載すること。

XI. 個人情報管理体制

個人情報の保護や管理についての方策を明記すること。

③見積書（任意様式）

I. 見積書には積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。

Ⅱ. 見積書の宛先は豊中市教育長とし、件名を「豊中市立学校における外国人英語指導助手派遣事業」とすること。

Ⅲ. 見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。

Ⅳ. 見積書は、正本1部のみ事業者の代表者印を押印し、残りの副本6部は複写可とする。

(4) 提案書類作成の注意事項

① A4判・縦型・横書き・左綴じで作成し、文字は注記等を除き10.5ポイント以上の大きさに記述してください。

② 企画書(様式6)については、表を適宜作りかえること、写真やイラスト、イメージ図等を使用しても構いません。カラーも可とします。

③ 提案書(様式5)、見積書、裏表紙及び目次を除き、20ページを超えないものとします。

④ 提案書(様式5)、企画書(様式6)、見積書以外の添付書類は不可とします。

(5) 提出部数は、正本1部、副本6部とします。

(6) 提出先は、〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号(第一庁舎 6階)
豊中市教育委員会事務局 学校教育課

(7) 提出方法は、提出先へ持参又は郵送とします。

① 提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は応募を無効とします。

② 郵送による提出の場合は、提出書類の到着について電話(06-6858-2847)にて確認してください。ただし、郵送は書留郵便のみとし、受付最終日は午後5時までの必着とします。

③ 提案者が一者となった場合についても、所定の手続きは継続するものとします。

(8) 提出書類は、いかなる場合も返却しません。

1.1. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 本件期間中に、上記「5. 参加資格要件」の規定に抵触するに至った場合

(2) 予算上限額を超える提案を行った場合

(3) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合

(4) 提出書類において虚偽の記載がある場合

(5) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合

(6) 提案書類及び提案書類に基づく審査に欠席した場合

(7) 一者で複数の提案をした場合

(8) 提案に関して談合等の不正行為があった場合

(9) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合

- (10) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (11) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (12) 前各号の定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

1 2. 審査方法

(1) 審査方針

豊中市教育委員会事務局職員及び豊中市立学校長で構成する審査委員会を設置し審査する。

審査にあたっては次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、優先契約候補事業者を決定する。なお、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査方法

審査基準に基づき、第一次審査は書類審査、第二次審査は面接審査（プレゼンテーション）を行い、総合的に採点し、候補者を選定する。

(3) 書類審査（第一次審査）

提案者が4者以上になった場合は、面接審査（プレゼンテーション）に先がけて、書類審査を行い、審査基準（仕様審査・提案審査・価格審査）に基づき審査委員会委員の合議により順位を決定し、上位3者を面接審査実施参加者とする。

- ・仕様書へ記載された内容に基づく書類審査を行う。（仕様審査）
- ・企画提案書に基づく書類審査を行う。（提案審査）
- ・見積書（導入年度及び2年間の費用）に基づく書類審査を行う。（価格審査）
- ・書類審査の合否結果はすべての提案者に通知するとともに、面接審査対象となる提案者には面接審査（プレゼンテーション）の時間や場所等を通知する。

(4) 面接審査（第二次審査）

日程 令和6年(2024年)2月14日（水）

審査委員会において、提案書類及び提案書類に基づく発表による審査を行い、提案内容、実施能力や見積金額も含めて総合的に評価し、評価点数の合計（50点満点）による総合評価で最高得点を得た提案者を最優秀提案者（第一優先交渉者）とします。なお、最高得点の提案者が複数の場合は、提案金額の最も安価な提案者を最優秀提案者（第一優先交渉者）とします。

- ① 面接審査（プレゼンテーション）は、提案書類に基づき説明する。
- ② 面接審査（プレゼンテーション）で、パソコンその他の視聴覚機器を使用する場合は提案者で用意する。なお、テレビモニターは本市のものを使用する。また、バックアップデータの持ち込み及び使用は可とする。使用機器の不具合等による面接審査（プレゼンテーション）の不都合に関する責について負いません。
- ③ 発表時間は、25分（提案発表内容15分以内、質疑応答10分程度）とします。

- ④ 本実施要領で規定する提出書類に対して、不足や不備等が判明した場合でも、本市が補足や修正等についての連絡はいたしません。なお、提出書類の内容について、本市から質問した場合は速やかに書面で回答してください。
- ⑤ 面接審査（プレゼンテーション）出席者は、本業務に携わる担当者（統括責任者を含む）が行うものとし、出席者は3名以内とします。

（5）面接審査（第二次審査）評価の実施

提案書類及び提案書類に基づく審査については、下記表の評価項目及び配点により実施します。

①評価項目の採点基準

評価	点数
大変優れている	5
優れている	4
一般的である	3
課題が見られる	2
課題が多い	1
問題がある	0

②評価項目及び評価事項並びに評価基準と配点

評価項目	評価事項	評価基準	配点
実績及び能力 (10点)	会社概要	企業理念、経営方針、AET担当スタッフの体制等について明確にされているか。	5点
	業務実績	公立小中学校等における過去3年間のAET派遣実績がどの程度あるか。	5点
運用及び企画力 (20点)	AETの採用体制	採用基準と選考方法が明確にされているか。また、過去3年間の実績はどうか。	5点
	研修指導体制	AETの研修体制及び小中学校等教員への研修体制が確立されているか。また、内容等が充実しているか。	5点
	教育委員会や学校との連携	連絡・報告・学校訪問等の体制が確立されているか。また、コーディネーターの業務内容が明確にされているか。	5点
	外国語教育の教材(ICT・多文化共生内容を含む)やカリキュラム等の作成	教材・教具の作成方針や使用教材等が明確にされているか。また、授業プランとカリキュラム作成方針が具体的に示されているか。 一人一台タブレット端末の活用や多文化共生についての取組み内容が具体的に示されて	5点

		いるか。	
管理体制 (15点)	労務管理体制	労務管理体制が明確にされているか。	5点
	危機管理体制	欠勤やトラブル等のバックアップやフォロー体制が明確にされているか。	5点
	個人情報管理体制	個人情報の保護や管理体制が明確にされているか。	5点
価格 (5点)	見積金額	予算の範囲内で必要最小限に抑えられており、かつ、実効性の認められる適正な価格設定がされているか。	5点
処分歴等		公募開始日から過去3年以内の処分歴等についての評価	減点

(6) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和6年(2024年)2月中旬ごろ[発送予定]に郵送にて通知します。なお、審査内容や結果に関する異議は認めません。

(7) 審査結果等の公表

審査結果等については、豊中市ホームページにより公表します。

1.3. 契約の締結

- (1) 最優秀提案者(第一優先交渉者)の選定後、提案書類の内容に基づき、豊中市教育委員会事務局と協議のうえ、業務内容を確定し、契約を締結します。
- (2) 最優秀提案者(第一優先交渉者)と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を第一優先交渉者とすることがあります。
- (3) 契約に至った者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証保険の締結を行ってください。ただし、免除規定があります。

1.4. 日程

1	募集要領等の公表	令和5年(2023年)12月25日(月)
2	現場説明会	令和6年(2024年)1月18日(木)
3	プロポーザル参加表明書の受付	令和6年(2024年)1月18日(木)～1月25日(木)
4	質問事項の受付	令和6年(2024年)1月18日(木)～1月23日(火)
5	質問事項への回答	令和6年(2024年)1月25日(木)
6	提案書類等(第一次審査)の受付	令和6年(2024年)1月26日(金)～2月1日(木)
7	審査会 第二次審査(プレゼンテーション)	令和6年(2024年)2月14日(水) 第二次審査対象となる提案者に別途時間・場所等を通知します。
8	事業者の決定及び選考結果の通知	令和6年(2024年)2月中旬ごろ予定
9	契約締結	令和6年(2024年)2月下旬ごろ予定

※やむを得ない事情により変更する場合があります。なお、記載している日は、土曜日、

日曜日、国民の祝日及び振替休日を除きます。

15. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに必要な経費（提案書類の作成、提出及び審査に関する費用等）は、応募者の負担とします。
- (2) 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じません。
- (3) 提出された提案書類等について、必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (4) 本プロポーザルの参加を取り下げの場合は、豊中市教育委員会事務局 学校教育課あて文書で通知してください。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- (5) 質問事項の締切以降、本事業に係る質問は受け付けません。
- (6) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- (7) 本事業の選定結果後に、本募集要領及び実施要領並びに仕様書の内容等について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (8) 本実施要領に定めるほか、必要な事項については事務局が定めるものとします。